

福岡県公報

平成三十年十月五日
第四千三十二号
増刊
②

目次

告 示 (第八百三十二号)

○県が管理する港湾施設の概要の一部を改正する告示 (港湾課) ……………

再 掲

○福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) ……………

○福岡県事務委任規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (保護・援護課) ……………

告 示

福岡県告示第八百三十二号

県が管理する港湾施設の概要(昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号)の一部を次のように改正する。
平成三十年十月五日

福岡県知事 小川 洋

苅田港(7)保管施設の表野積場の部南港15号野積場の項の次に次のように加える。

新松山51号野積場	京都市那珂田町鳥越町12番地	25.159
新松山52号野積場	京都市那珂田町鳥越町12番地	26.613

再 掲

福岡県告示式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年九月二十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十二号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則(昭和二十六年福岡県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第八十五条第五項」の下に「又は第六項」を加える。

第二十条中「法第三章」を「都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は法第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の制定若しくは改正により法第三章」に改める。

別表第一(イ)の欄中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

別表第二筑紫郡那珂川町の項中「筑紫郡那珂川町」を「那珂川市」に改める。

附 則

この規則中第十七条及び第二十条の改正規定は平成三十年九月二十五日から、その他の規定は同年十月一日から施行する。

福岡県告示式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県事務委任規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成三十年九月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十四号

福岡県事務委任規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(福岡県事務委任規則の一部改正)

第一条 福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第十四項第二号中ノをクとし、キをオとし、ウをノとし、同号ム中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加え、同号中ムをキとし、ラをウ

とし、ナをフとし、ラの次に次のように加える。

ム 法第七十七条の二第一項の規定に基づき、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者から法第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部を徴収すること。

第二十條第十四項第二号中ネをナとし、ヨからツまでをタからネまでとし、同号カ中「第五十五条の五」を「第五十五条の六」に、「者の雇主」を「者に係る雇主若しくは特定教育訓練施設の長」に改め、同号中カをヨとし、ワの次に次のように加える。

カ 法第五十五条の五第一項の規定に基づき、進学準備給付金を支給すること。
第二十條第十四項第二号に次のように加える。

ヤ 法第八十一条の三の規定に基づき、保護を廃止される者に対して、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずること。

（生活保護法施行細則の一部改正）

第二條 生活保護法施行細則（昭和五十二年福岡県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十八條を次のように改める。

（費用返還命令等の通知）

第十八條 法第六十三条の規定による費用の返還命令は、費用返還命令書（様式第十六号）によらなければならない。

2 法第六十三条の規定による費用返還命令及びこれに併せて行う法第七十七条の規定による費用の徴収に関する処分のお知らせ、費用返還命令書兼費用徴収決定通知書（様式第六十七号）によらなければならない。

3 法第七十七条の規定による費用の徴収に関する処分の通知は、費用徴収決定通知書（様式第六十八号）によらなければならない。

4 法第七十八条第一項の規定による費用の徴収に関する処分の通知は、費用徴収決定通知書（様式第六十八号の二）によらなければならない。

第二十三條を第二十四條とし、第二十二條の次に次の一條を加える。

（進学準備給付金の申請書等）

第二十三條 施行規則第十八條の九第一項の規定による進学準備給付金の申請は、進学準備給付金申請書（様式第八十一号）によるものとする。

2 法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給するときの決定調査は、進学準備給付金決定調査（様式第八十二号）によるものとする。

3 法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給するときは、進学準備給付金支給決定通知書（様式第八十三号）により通知するものとする。
様式第六十六号及び様式第六十七号を次のように改める。

様式第66号(第18条)

第 号
年 月 日

生活保護法による費用返還命令書

様

保健福祉(環境)事務所長 印

上記のことについて、下記のとおり決定したので、返還されるよう、生活保護法第63条の規定により命じます。

記

- 1 返還を要する金額
- 2 上記金額決定の理由
- 3 返還金の納入方法

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

備考

(費用返還義務)

生活保護法第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

様式第67号(第18条)

第 号
年 月 日

生活保護法による費用返還命令書兼費用徴収決定通知書

様

保健福祉(環境)事務所長 印

上記のことについて、下記のとおり決定したので、返還されるよう、生活保護法第63条の規定により命じます。併せて生活保護法第77条の2の規定による費用の徴収を下記のとおり決定したので通知します。

記

1 返還を要する金額及びこのうち費用徴収金額

- (1)返還を要する金額 円
(2)(1)のうち費用徴収金額 円

2 上記金額決定の理由

- (1)返還を要する金額決定理由

- (2)費用徴収決定理由及び徴収金額算定基礎

3 納入、徴収の方法

- (1)返還金の納入方法

- (2)徴収金の徴収方法

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条に基づく決定に係る部分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った

日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事)この決定のうち、法第63条に基づく決定に係る部分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定のうち、法第63条に基づく決定に係る部分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この決定のうち、法第77条の2に基づく決定に係る部分については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事)この決定のうち、法第77条の2に基づく決定に係る部分の取消しの訴えを提起することもできます。なお、この決定のうち、法第77条の2に基づく決定に係る部分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考

(費用返還義務)

生活保護法第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(費用等の徴収)

生活保護法第77条の2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき(徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。)は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全額又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

様式第八十号の次に次の三様式を加える。

様式第81号（第23条）

年 月 日

進学準備給付金申請書

保健福祉（環境）事務所長 殿

申請者
(大学等に進学する者)

住所又は居所

氏名

印

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学先
学校名 _____
- 4 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
 大学等進学前の住宅と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
 居住（予定）地 _____
- 5 関係書類
 (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 ・ 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
 ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 (3) その他支給決定にあたり必要な書類
 ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）
 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
 （該当する金融機関の種類に○をしてください。）
 支店名 _____ 支店（ゆうちょ銀行除く）
 記号

--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）
 預金種類 普通預金 当座預金
 （該当する□にチェックを入れてください。）
 口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 （右につめてご記載ください。）
 （カ ナ）
 口座名義人 _____
- ※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第82号(第23条)

進学準備給付金決定調書					
ケース番号	対象者氏名			世帯主氏名	
起案日	年	月	日		
担当員		係長	課長	副所長	
進学準備給付金決定何					
調書のとおり決定してよろしいか。なお、決裁の上は様式83号により通知してよろしいか。					
進 学 準 備 給 付 金 決 定 欄					
支給額					
円					
(進学先)					
(進学後の居住先)					
不 支 給 の 理 由					
進 学 準 備 給 付 金 を 支 給 す る 場 合 、 支 給 日 及 び 支 給 方 法					

様式第83号（第23条）

第 号
年 月 日

殿

保健福祉（環境）事務所長

進学準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

○ 支給の可否

- 支給
 不支給

○ 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法

支給額 円
支給日 年 月 日

○ 不支給の場合、その理由

（備考）

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として（訴訟において福岡県を代表する者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の生活保護法施行細則の規定による様式の内紙は、なお当分の間、所要の修正をして使用することができる。